(2)　料金調整額等

(1)に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3)　実施期間

令和８年５月17日から令和８年６月30日まで。

(4)　対象経路

次表の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間を連続して通行する経路

	(A)	(B)	(C)
イ	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ	名古屋環状２号線の名古屋西ジャンクション（以下、「ＪＣＴ」という）から名古屋ＩＣまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路及び名古屋環状２号線の高針ＪＣＴから名古屋ＩＣまでの間	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ
ロ	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから名古屋南ＪＣＴまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路及び名古屋環状２号線の高針ＪＣＴから名古屋南ＪＣＴまでの間	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ
ハ	近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ及び名古屋環状２号線の飛島ＪＣＴから名古屋西ＪＣＴまでの間	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから名古屋ＩＣまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路及び名古屋環状２号線の高針ＪＣＴから名古屋ＩＣまでの間	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ
ニ	近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ及び名古屋環状２号線の飛島ＪＣＴから名古屋西ＪＣＴまでの間	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから名古屋南ＪＣＴまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路及び名古屋環状２号線の高針ＪＣＴから名古屋南ＪＣＴまでの間	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ
ホ	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海ＩＣ又は名古屋南ＩＣ
ヘ	近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ及び名古屋環状２号線の飛島ＪＣＴから名古屋西ＪＣＴまでの間	名古屋高速道路公社が管理する道路	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海ＩＣ又は名古屋南ＩＣ

(5)　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年四月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十五日

札幌市東区北七条東八丁目二番一一一七〇

五号　有限会社とおりゃんせ

清算人　山村　農

解散公告

当社は、令和八年四月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十五日

札幌市北区北十一条西二丁目二番一七号

合同会社ロコトロコ

清算人　原　文宏